ハ　指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。

(1)　基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式又は公社債であって、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

［(i)～(iv)　略］

［(2)～(4)　略］

ニ　［略］

（対象商品届出書）

第三条　［略］

２　［略］

３　第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号チに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

（別表第一）

番号	地域の区分	指数
1	国内	TOPIX
［2～4］		［略］
5		読売株価指数
6		JPXプライム150指数
7～13	海外等	［略］
14		CRSP　US　Total　Market　Index
15		MSCI　Europe　Index
16		FTSE　Developed　Europe　All　Cap　Index
17		STOXX　Europe　600
18		MSCI　Pacific　Index
19		MSCI　AC　Asia　Pacific　Index
20～22		［略］

（別表第二）

番号	資産の区分	地域の区分	指数
［削る。］			
［削る。］			

ハ　［同上］

(1)　基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式であって、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

［(i)～(iv)　同上］

［(2)～(4)　同上］

ニ　［同上］

（対象商品届出書）

第三条　［同上］

２　［同上］

３　第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号トに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

（別表第一）

番号	地域の区分	指数
1	［同左］	［同左］
［2～4］		［同左］
［加える。］		
［加える。］		
5～11	［同左］	［同左］
12		CRSP　U.S.　Total　Market　Index
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
［加える。］		
13～15		［同左］

（別表第二）

番号	資産の区分	地域の区分	指数
1	株式	海外等	MSCI　Europe　Index
2			FTSE　Developed　Europe　All　Cap　Index